第十五条第四項	第三条第一項の許可	新電気事業法第二十七条の十五の登録
	供給地点を	旧供給地点を
第十五条第四項第一号	特定電気事業	特別小売供給
第十五条第四項第二号	特定電気事業の用に供する電気工作物の能力がその供給地点	特別小売供給を行うために確保した供給能力がその旧供給地点
第十五条第四項第三号	特定電気事業	特別小売供給
第十五条第五項	前各項	第一項、第二項又は前項
	許可	登録
第十六条第一項	第八条第一項の許可	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るもの
	同条第七項において準用する第七条第一項	第七条第一項
第十六条第二項	供給区域において、その増加する供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において事業	供給地点であつて旧供給地点である地点において特別小売供給
	第八条第三項	旧電気事業法第八条第三項
	同条第七項において準用する第七条第一項	第七条第一項
	において事業	であつて旧供給地点である地点において特別小売供給
	供給地点	地点についての旧供給地点
第十六条第四項	供給地点	旧供給地点
	特定電気事業を	特別小売供給を
第十六条第五項	前各項	第一項、第二項又は前項
第二十四条第三項及び第四項	第一項	改正法附則第二十五条第一項
	供給地点	旧供給地点
第六十六条の十第一項第一号	第三条第一項、第八条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第二十五条第一項又は第三十六条第二項	第十四条第一項
第六十六条の十第一項第三号	、第十四条第二項、第十九条第二項、第二十一条第一項ただし書、第二十四条の二第一項、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第二十八条の四十六第一項	又は第十四条第二項

第六十六条の十第一項第五号	第十五条第四項又は第十六条第四項	第十六条第四項
	供給地点	旧供給地点
第百十条第一項	この法律又はこの法律	第七条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第二項若しくは第二十五条の二第二項の規定若しくはこれらの規定
第百十八条第三号	第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十四条第三項又は第二十五条第一項	第二十四条第四項
第百二十条第一号	（第八条第七項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項、第十六条の二第二項、第十九条の二第一項、第二十四条第一項、第二十四条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項、第四十二条第三項、第四十三条第四項、第四十七条第五項若しくは第七十四条	又は第十一条第二項
第百二十一条第三号	第百十六条第一号、第百十七条、第百十七条の二（第四号に係る部分に限る。）、第百十八条、第百十九条又は前条	第百十七条第一号、第百十八条第三号又は前条第一号若しくは第三
第百二十二条第二号	第二十四条の五第一項（第二十四条の七において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項	第三十四条第一項
第百二十二条第四号	第三十四条第二項又は第三十四条の二第二項	第三十四条第二項

（報告の徴収）

第六条　改正法附則第二十五条の二第一項の規定により経済産業大臣がみなし小売電気事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、特定小売供給の運営に関する事項及び特定小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。

2　改正法附則第二十五条の二第二項の規定により経済産業大臣がみなし登録特定送配電事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、特別小売供給の運営に関する事項及び特別小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。